

地域包括支援センターの 増設方針について（案）

平成30年11月14日
柏市地域包括支援課

1

第7期「柏市高齢者いきいきプラン21」

第2部 第2章 第3節 地域包括支援センターの機能強化

事業名 地域包括支援センターの増設

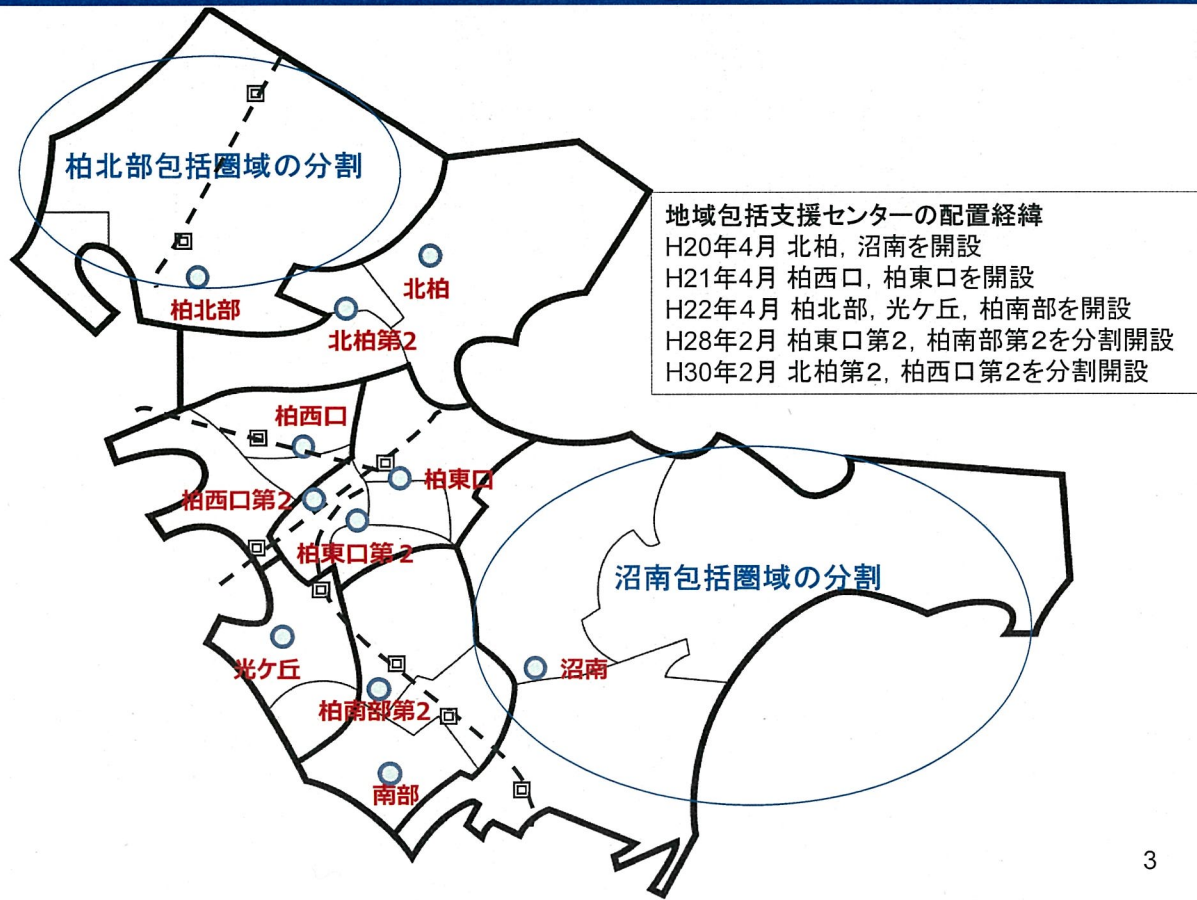
地域包括支援センターは、日常生活圏域ごとに設置していますが、高齢者人口及び認知症高齢者の増加に対応し、市内20の小圏域を、1つ又は複数担当しています。今後、他の地域に比較し高齢者人口が多い、柏北部及び沼南地域の増設等を進めます。なお、増設にあたっては、ランチ方式等、様々な方式を検討します。

地域包括支援センターの設置

単位	2018年度	2019年度	2020年度
か所	11	13	13

2

柏市内の地域包括支援センター(H30.4月現在)



3

地域包括支援センターの高齢者人口の推移

中圏域	センター名	小圏域	H30高齢者数	H32高齢者数(推測値)
北部1	柏北部	田中, 西原	14,978人	15,993人
北部2	北 柏	富勢	7,154人	7,242人
	北柏第2	松葉, 高田・松ヶ崎	8,877人	8,932人
中央1	柏西口	豊四季台	8,173人	8,001人
	柏西口第2	新富, 旭町	7,129人	7,415人
中央2	柏東口	柏中央, 新田原	9,381人	9,429人
	柏東口第2	富里, 永楽台	7,313人	7,962人
南部1	柏南部	南部, 藤心	12,148人	11,155人
	柏南部第2	増尾	7,259人	6,899人
南部2	光ヶ丘	光ヶ丘, 酒井根	11,067人	12,997人
沼南	沼南	風早北部, 風早南部 手賀	13,920人	14,390人

7期プラン増設計画区域



柏北部及び沼南の2センター

4

北部圏域の高齢者人口の推移

柏北部地域包括支援センター担当圏域の高齢者人口の推移

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
西原地域	5,384人	5,422人	5,280人	5,351人
田中地域	9,016人	9,556人	10,322人	10,642人
計	14,400人	14,978人	15,602人	15,993人

※H29年度・H30年度は日常生活圏域データ, H31年度・H32年度は柏市企画調整課の推計データ

◆なお、田中地域は、コミュニティエリアの分割を予定 (H31年度以降)

	H30年度	計
西原地域	5,422人	6,887人
柏の葉地域 (柏の葉1~6丁目, 柏の葉キャンパス一番街・二番街等のエリア)	1,465人	
田中地域(柏の葉地域を除く)	8,091人	8,091人

※柏の葉コミュニティエリアの高齢者人口は、高齢者声かけ訪問事業H30.4.1現在より算出

5

東部圏域の高齢者人口の推移

沼南地域包括支援センター担当圏域の高齢者人口の推移

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
風早北部	7,091人	7,288人	7,256人	7,351人
風早南部	5,193人	5,325人	5,475人	5,567人
手賀	1,287人	1,307人	1,463人	1,472人
計	13,571人	13,920人	14,194人	14,390人

※H29年度・H30年度は日常生活圏域データ, H31年度・H32年度は柏市企画調整課の推計データ

6

地域包括支援センターの職員配置

1 常勤職員

資格	高齢者人口（人）	職員数（人）
・保健師（又はこれに準ずる者） ・社会福祉士（又はこれに準ずる者） ・主任介護支援専門員	6,000～7,999	5
	8,000～11,999	6
	12,000～16,000	7

2 非常勤職員

資格	職員数（人）
保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（又はこれに準ずる者）及び介護支援専門員	介護予防プラン数に応じた必要人数 （1人当たり25件※）

※ 常勤職員は、1人当たり5～10件を担当。

7

地域包括支援センター増設方法（分割増設）

○目的

介護予防ケアマネジメントや包括的支援事業等の実施を通して、地域住民の心身の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

○人員配置基準

常勤職員及び非常勤職員を基準に基づき配置

○業務内容

- ・包括的支援事業（総合相談支援，包括的・継続的ケアマネジメント支援，権利擁護，介護予防ケアマネジメント等）
- ・指定介護予防支援事業所として介護予防支援業務

8

地域包括支援センターの増設方法(ブランチ方式)

○機能

住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、センターにつなぐための「窓口」となる。

○人員配置基準

- ・特に基準はないが、3職種のうちいずれかを配置することを想定
- ・実施している自治体の取り組みから、1～2名を想定

○業務内容

- ・自治体によって包括的支援事業全般を行っている場合もあるが、一般的には、総合相談支援事業(来所又は訪問)のみを実施している。

○設置場所等(他自治体の状況)

- ・福祉施設や医療機関内に設置している場合が多い。
- ・1～2名分の人件費を委託料とし、施設職員の協力を得ている場合が多い。
- ・相談者数が少ないことを課題にあげる自治体がある。
- ・大規模団地や駅に近い場所の設置は、利用者が多い傾向である。
- ・管轄する包括との連携が必要である。(直営包括は別法人だが、委託包括は委託事業者がブランチを運営)。

9

増設方法別の比較① 運営体制・業務内容

項目	エリアの分割方式	ブランチ方式
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的支援事業と介護予防支援業務を身近な地域で密着して一体的に行なえる。 ・3職種による相談支援や関係機関との連携など、利用者迅速に対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援業務を少ない人員と小さい事務所で対応できる。 ・相談できる窓口が増える。 ・増設よりも安価である。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者人口に応じた3職種(主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師)の配置が必要となる。 ・対応できる事務所及び設備の確保が必要となる。 ・ブランチ方式よりも経費を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の利用者が少ないことが想定される。 ・管轄する包括と連携して対応するため、対応に時間を要することがある。 ・高齢者人口の増加により、相談支援以外の業務対応が必要になることが予測される。 ・社会福祉協議会が設置する地域いきいきセンターの窓口との連携や協力が課題である。

10

スケジュール(案)

日 程	内 容
10～12か月前	受託事業者の公募
8～9か月前	受託事業者選定委員会の開催
7～8か月前	運営協議会への報告, 受託事業者の承認
2～3か月前	委託契約の締結 開設準備及び事務引継ぎ等
当月	開設

11

地域包括支援センターの増設の方向性(案)

- ・ 高齢者人口が多い柏北部及び沼南地域を対象とします。
- ・ 高齢者人口の増加や地域特性を活かしたきめ細やかな対応や支援の質の向上を図れるように、分割時期やエリア分け、増設の方法については、さらに十分な調整を行います。
- ・ 第7期高齢者いきいきプラン2.1の計画期間中（平成32年度まで）に増設（ブランチ方式を含む）を行います。

12